

改 正 案

現 行

<p>（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者） 第四条の二十（略）</p>	<p>（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者） 第四条の二十（略）</p>
<p>2 法第十二条第三項の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>（建築物の定期報告） 第五条（略）</p>	<p>2 法第十二条第三項の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条及び第六条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>（建築物の定期報告） 第五条（略）</p>
<p>2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二の四様式による報告書及び別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二の四様式、別記第三十六号の二の五様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。</p>	<p>2 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二の四様式による報告書及び別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により同様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。</p>
<p>4 法第十二条第一項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行</p>	<p>3 法第十二条第一項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない</p>

わなければならぬ。

(建築設備等の定期報告)

第六条 法第十二条第三項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築設備、法第六十六条に規定する工作物（高さ四メートルを超えるものに限る。）又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に依りて、おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（法第十二条第三項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

2| 法第十二条第三項の規定による検査は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3| 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。）にあつては別記第三十六号の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書に、令第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第三十六号の三の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書に、建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書にそれぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式、

ない。

(建築設備等の定期報告)

第六条 法第十二条第三項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築設備、法第六十六条に規定する工作物（高さ四メートルを超えるものに限る。）又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等（以下この条において「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に依りて、おおむね六月から一年までの間隔において特定行政庁が定める時期（法第十二条第三項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

2| 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書に、建築設備等（昇降機を除く。）にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書によるものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式又は別記第三十六号の四様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

別記三十六号の三の二様式、別記三十六号の三の三様式、別記三十六号の三の四様式、別記三十六号の四様式、別記三十六号の四の二様式又は国土交通大臣が定める検査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4| 法第十二条第三項の規定による報告は、前項の報告書及び検査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(台帳の記載事項等)

第六条の三 法第十二条第七項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ (略)

ロ (略)

ハ 別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書(令第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに限る。)及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

ニ (略)

256 (略)

(構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

一 構造方法、建築材料又はプログラム(以下「構造方法等」と

3| 法第十二条第三項の規定による報告は、前項の報告書に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(台帳の記載事項等)

第六条の三 法第十二条第七項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ (略)

ロ (略)

ハ 別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書(法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るもの)に限る。及び処分等概要書に記載すべき事項

ニ (略)

256 (略)

(構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

一 構造方法、建築材料又はプログラム(以下「構造方法等」と

<p>(い)</p>	<p>(ろ)</p>	<p>第五条第三項の報告書</p>	<p>別記第三十六号の二の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「調査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「調査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、「第二面、第三面及び第四面による書類、別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書並びに第五条第三項に規定する国土交通大臣が定める調査結果表</p>	<p>第六条第三項の報告書（昇降機（令第百</p>	<p>別記第三十六号の三様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象建築物等の欄」及び「報告対象昇降機の欄」に記載すべき事項に</p>
------------	------------	-------------------	--	---------------------------	---

いう。）の概要を記載した図書

- 二 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果、検査の方法その他の構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書

2 (略)

3 (略)

(磁気ディスク等による手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(い)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

<p>(い)</p>	<p>(ろ)</p>	<p>第五条第二項の報告書</p>	<p>別記第三十六号の二の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「調査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「調査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、「第二面及び第三面による書類並びに別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書</p>	<p>第六条第二項の報告書（法</p>	<p>別記第三十六号の三様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「報告対象昇降機（法第八十</p>
------------	------------	-------------------	---	---------------------	---

いう。）の概要を記載した図書

- 二 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果その他の構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書

2 (略)

3 (略)

(磁気ディスク等による手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(い)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

<p>三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下同じ。）に係るものに限る。）</p>	<p>第六条第三項の報告書（遊戯施設に係るものに限る。）</p>	<p>第六条第三項の報告書（昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。）</p>	<p>(略)</p>
<p>係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>	<p>別記第三十六号の三の三様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象遊園地等の欄」及び「報告対象遊戯施設の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>	<p>別記第三十六号の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>	<p>(略)</p>
<p>一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものに限る。）</p>	<p>八条第一項に規定する昇降機等を含む。）の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類並びに別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書</p>	<p>第六条第二項の報告書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む昇降機に係るものを除く。）</p>	<p>(略)</p>
<p>八条第一項に規定する昇降機等を含む。）の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類並びに別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書</p>	<p>別記第三十六号の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類並びに別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書</p>	<p>別記第三十六号の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類並びに別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書</p>	<p>(略)</p>

(書類の閲覧等)

第十一条の四 法第九十三条の二(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

一 三 (略)

四 別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の四様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書

五 八 (略)

2 (略)

3 (略)

(書類の閲覧等)

第十一条の四 法第九十三条の二(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

一 三 (略)

四 別記第三十六号の三の二様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書

五 八 (略)

2 (略)

3 (略)